

最高裁秘書第2732号

令和3年9月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

7月29日付け（8月2日受付、第030400号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

情報セキュリティポリシーに関するFAQ抜粋（片面で2枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は行政機関情報公開法5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

情報セキュリティポリシーに関するFAQ

最終更新日 2021.7.1 情報政策課情報セキュリティ室情報セキュリティ係

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
38	03情報の取扱い	メール送受信 提供	対策基準 4.2.7.1 の(1) 3.1.3 3.2.5 3.3.3 通知第6, 第 12	第3章の第 5の3 第3章の第4 の3	訴訟代理人（弁護士、司法書士）との期日調整等の場面で、裁判所のメールアドレスを利用して代理人と電子メールでやり取りを行うことは情報セキュリティポリシー上問題がありますか。また、可能な場合、どのような手続が必要ですか。	訴訟代理人等職務上必要のある相手方との間で、期日調整等の事務のために電子メールをやり取りすることは、情報セキュリティポリシー上問題はありません。 ※ メール送信時に必要な措置については、掲載順42を参照してください。	R3.7.1	41

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参考箇所	ガイドブック参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
39	03情報の取扱い	メール送受信 提供	対策基準 4.2.7.1 の(1) 3.1.3 3.2.5 3.3.3 通知第6, 第 12	第3章の第 5の3 第3章の第4 の4	訴訟代理人（弁護士, 司法書士）に対し、裁判所の電子メールを利用して、要機密情報等を送信する際にどのようなことに注意する必要がありますか（どのような措置が必要ですか。）。	裁判所の電子メールを利用して、要機密情報等を送信する場合には、以下の点に留意してください。 ※ [] 内は、情報セキュリティガイドブック該当頁	R3.7.1	42
40	03情報の取扱い	メール送受信 提供	対策基準 4.2.7.1 の(1) 3.1.3 3.2.5 3.3.3 通知第6, 第 12	第3章の第 5の3	訴訟代理人等裁判所外からのメールを受信する際に必要な手續はありますか。	メールを受信する際に必要となる手續はありません。	R3.7.1	43